

避難所 運営マニュアル

新型コロナウイルス感染症対策編

令和2年6月

四国中央市

CITY OF SHIKOKUCHUO

【目次】

はじめに

1. マニュアルの目的
2. マニュアルの基本方針
3. マニュアルの位置づけ

1章 事前対策

- 1 住民への広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 可能な限り多くの避難所の確保・開設・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 感染予防資機材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2章 初動対応

- 1 開設準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 居住スペース、専用スペースの設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 事前受付の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 感染予防対策の周知・徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 自宅療養者及び濃厚接触者等が避難してきた場合・・・・・・・・ 5
- 6 感染症を疑う発熱や咳などの症状がある者等が避難してきた場合 ・・・ 6
- 7 症状がある避難者等の体調管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3章 運営（展開期～）

- 1 施設管理者、市担当者等避難所従事者の感染予防・・・・・・・・ 7
- 2 避難所内の感染予防対策の継続実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 避難者に感染が疑われる症状が出た場合の対応・・・・・・・・ 8
- 4 感染者が確認された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 災害対策本部への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 退所者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4章 避難所の閉鎖（撤収期）

- 1 避難所の閉鎖の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 避難所の清掃・消毒の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 施設管理者、市担当者等避難所従事者の健康観察・・・・・・・・ 10
- 4 避難者名簿、健康チェックシートの管理・・・・・・・・・・・・ 10

【はじめに】

1. マニュアルの目的

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に指定されるなど、日本のどの地域でも、感染の拡大や医療崩壊を食い止めるため、三密（密閉・密集・密接）の回避と、マスクの着用や手洗いが励行されています。

こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期することが重要です。

このマニュアルは、避難所内での感染症防止対策を示し、避難所を開設する市と避難者が協力しながら、新型コロナウイルスの感染リスクが低減された避難所の運営を目的としています。

なお、このマニュアルは、新型コロナウイルスの新たな知見等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直します。

しこちゅ～**3密予防**ちゅ～



2. マニュアルの基本方針

避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。

- ①避難者は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底します。
- ②避難所では、常時窓を開放するなど換気を行うとともに、世帯ごとの避難スペース及び間隔を十分に確保し、三密（密閉・密集・密接）を回避します。
- ③避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗い場等の共有スペース、ドアノブや手すり等のよく触れる場所の消毒を行います。
- ④発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、個別スペースや部屋を確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。
- ⑤避難者名簿の登録時に、避難者の体温測定と健康チェックを行います。また、避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。
- ⑥避難所で新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合に備えて、避難者名簿や避難者の入退出の管理を確実にを行います。
- ⑦感染症は誰もがかかる可能性があります。発熱や咳などの症状がある避難者への偏見や差別を生まないよう配慮します。

3. マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「四国中央市避難所運営マニュアル」に付随するものとして、避難所運営の中で、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために必要な注意点や業務を定めています。

1章 事前対策



1 住民への広報

避難所が過密状態になることを防ぐため、事前に居住地の状況や災害リスクを再確認し、避難先や避難方法等を事前に十分確認しておくことを周知します。

- ◆ 避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討すること
- ◆ 避難所以外への避難を検討すること（親戚や友人の家、自宅における垂直避難等）

新型コロナウイルス感染症を恐れ、漫然と避難しないという選択をしないよう、「命を守るために必要な行動をとること」を最優先することを周知します。

- ◆ 自らの災害リスクを再確認し、気象情報や市町が発令する避難情報等に注意して、早めの避難など命を守る行動を最優先すること
- ◆ 特に台風や大雨など、ある程度予想が可能な災害時には、空振りを恐れず、安全な場所への事前避難を検討すること



避難所への持参品

- ◆ マスクや石鹸（消毒液）、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等
- ◆ 服薬している薬や体調管理のためのサプリメント等



避難所での感染症対策

- ◆ 避難所の感染症対策を周知（マスクの着用、咳エチケット等）
- ◆ 避難所の衛生環境を確保（こまめな消毒等）

2 可能な限り多くの避難所の確保・開設

災害や被災者の状況によっては、避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の施設等を避難所として確保・開設することを検討します。

- ◆ 指定避難所以外の施設として、集会所等を活用します。
- ◆ 学校を避難所としている場合は、体育館のほか教室等を活用します。
- ◆ 要配慮者の避難先として、ホテルなどを活用します。
- ◆ 車中泊は推奨しないが、密を避けるため、車中泊が増えることが想定されるので、車中泊に備えた場所を確保します。

3 感染予防資機材の確保

避難所で使用する次の感染予防資機材を確保します。

しこちゅ〜予防ちゅ〜



目的	資機材
飛沫感染予防	マスク・飛沫防止シート
手指消毒	ハンドソープ・ペーパータオル アルコール消毒液 アルコール除菌ウェットティッシュ
体調チェック	非接触型電子体温計・電子体温計
環境整備	次亜塩素酸水・ペーパータオル 抗菌カウタークロス 使い捨てビニール手袋
専用スペースの確保	パーティション・簡易テント 段ボールベッド・養生テープ 飛沫防止シート
従事者の感染予防	マスク・フェイスシールド・ゴーグル 使い捨てビニール手袋 防護服（代用品レインコート等）



2章 初動対応

1 開設準備

避難者を受け入れる前に、次の事項について避難者リーダー、市担当者、施設管理者等が協議を行い、感染症対策を実施する必要があることを共有します。

- ◆ 避難所のレイアウト
- ◆ 症状がある避難者のための個室確保
- ◆ 避難者の避難スペースの指定
- ◆ 避難者の感染予防対策の準備状況の確認
- ◆ 避難者の受入・健康チェックの方法
- ◆ 避難者への感染症予防対策実施の周知・徹底
- ◆ 発熱や体調不良のある方について、医療機関の受診等のための手順

2 居住スペース、専用スペースの設置

発熱や体調不良のある方や感染の疑いがある方の「専用スペース」を設置します。専用スペースは個室が望ましいが、やむを得ず体育館などに滞在する場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図ります。

※ 飛沫感染防止のため、パーティションの高さは少なくとも座位で口元より高いもの

- ◆ パーティションや簡易テントは、専用スペースにおける利用を優先するがその他の居住スペースにおいても積極的に活用します。
- ◆ トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースを分離します。
※ 携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討
- ◆ 個室が確保できない小規模な避難所での専用スペースは、パーティションや飛沫防止シート等を使って専用スペースを確保します。
- ◆ やむを得ず、他の避難者とトイレを共有する場合には、時間を決めて使用するなど、他の避難者の利用を一時的に制限し、使用後は必ず消毒します。
- ◆ トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等の、密集にならない運用をします。



3 事前受付の設置

避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置します。

- ◆ 避難所開設と同時に事前受付を設置します。
- ◆ 避難者に、避難所以外に安全で過ごせる場所がないかを確認します。
 - ※ 水害等で自宅での垂直避難が可能な場合や地震による建物の倒壊の恐れがない場合は、自宅の中で安全な場所
 - ※ 親戚や友人、知人の家や建物等で、安全に過ごせる場所
- ◆ 体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置します。
- ◆ 受付時（入所手続き、問診等）には、十分な間隔をとって並ぶなど、密集を避ける工夫を行います。
- ◆ アルコール消毒液を設置します。
- ◆ 避難者のマスク常用、手洗い（消毒）を徹底します。



発熱の有無や問診により体調不良を確認します。

- ◆ 避難者は体温測定をしたうえで、健康チェックシートを記入（接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施）
- ◆ 検温するスタッフは、マスクに加え、手袋等を装着



事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導します。

👉 発熱や体調不良のある方は、専用スペースへ誘導

👉 発熱や体調不良のない方は、居住スペースへ誘導

- ◆ 健康チェックシートの内容を基に、避難世帯の滞在区画を決定
- ◆ 発熱や体調不良のある方は、医療機関の受診を勧める
- ◆ 医療機関等の受診までの間は、専用スペースで待機

4 避難者の感染予防対策の周知・徹底

避難者の受入時には、次の感染予防対策の実施に関するポスターなどを、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場等）に掲示し周知します。

- 避難所では、必ずマスクをつけましょう。
- 避難所や各部屋に出入りする時は、手を消毒しましょう。
- こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- 体調がすぐれない方は、市担当者に申し出てください。
- 避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。



5 自宅療養者及び濃厚接触者等が避難してきた場合

濃厚接触者、自宅療養者、自宅待機を求められている者等が避難してきた場合には、指定避難所であらかじめ設置している専用スペースへ誘導します。ただし、指定避難所で開設していない避難所がある場合は、専用施設として指定し、そちらに誘導します。

※濃厚接触者等のプライバシーに十分配慮するとともに、情報の取扱いについては、個人が特定されないよう細心の注意を払います。

○ 自宅療養者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認した上で自宅療養とする。

○ 濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された患者と接触があり、保健所が濃厚接触者として健康観察及び外出自粛を求めている者。

○ 自宅待機を求められている者とは

濃厚接触者ではないが、新型コロナウイルス感染症と診断された患者等と接触があり、保健所から自宅待機を求められている者。

6 感染症を疑う発熱や咳などの症状がある者等が避難してきた場合

- ◆ 指定避難所内のあらかじめ設置している専用スペースへ誘導します。
- ◆ 個室の専用スペースが確保できない場合は、個室に準じた場所（テント、車中等）や避難所内の隔離スペースへ誘導します。

7 症状がある避難者等の体調管理

- ◆ 症状がある避難者及びその世帯は、体調の自己管理を実施します。
- ◆ 救護班は、定期的に症状がある避難者等の健康チェックを行い、症状によっては医療機関の受診を勧めます。
- ◆ 症状が悪化した場合や支援が必要な場合には、市担当者に早めに申し出るよう促します。
- ◆ 症状がある避難者等への食事や物資の配布は、原則市担当者が行います。

3章 運営（展開期～）

1 施設管理者、市担当者等避難所従事者の感染予防

- ◆ 朝・夕の2回、必ず体温測定と健康チェックを行います。
- ◆ 体調不良の場合は、業務を他の人と交替します。
- ◆ 発熱および体調不良のある方や、濃厚接触者等と接する場合や、食事や物資の搬送等のため、専用スペースに立ち入る場合には、マスクの他、フェイスシールド（ゴーグル）、使い捨てビニール手袋、防護服等を着用し、居住スペースに戻る場合には、マスクや防護服等を脱衣する場で適切に取り外しを行うとともに、消毒を徹底します。

2 避難所内の感染予防対策の継続実施

避難所開設中は、次の感染予防対策を継続して行います

- ◆ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認
- ◆ 救護班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底（車中泊者については、エコノミークラス症候群や生活不活発発病の危険性が高まるため、特に注意して実施）
- ◆ トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等での密集にならない運用
- ◆ 避難者の相談窓口を開設し、ストレス等の心のケアを実施
- ◆ 避難者に体調チェック表を配布し、毎日体温と体調を確認（1日3回）
- ◆ 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、事前に検討した手順により、救護班と連携し医療機関の受診を促す
- ◆ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知

しこちゅ～検温ちゅ～



個人の留意点

- 感染予防対策（前々頁4）の徹底
- 避難者間の距離をより広くとるほか、向かい合わせでなく背を向けて座るなどの工夫
- ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗い等を徹底
- 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない



避難所の留意点

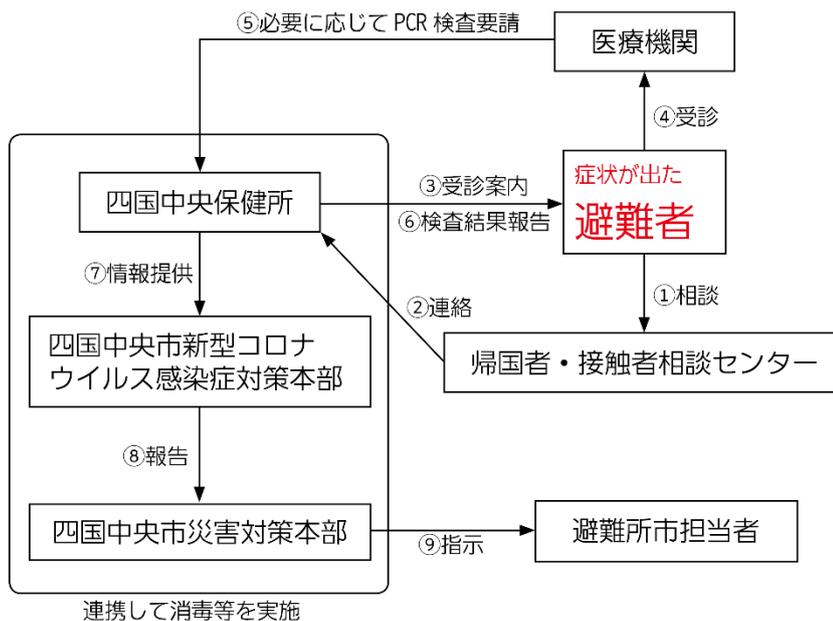
- アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置
- 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気
 - ※ 適宜エアコン等を活用するなど、熱中症等にも十分注意
- 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回は消毒を実施
- トイレや洗面所は、1日最低1回は消毒を実施
- 物品や食事の配給時は、一度机に置くことなどして接触感染を回避
- ゴミは家族で管理し密閉して廃棄



3 避難者に感染が疑われる症状が出た場合の対応

- ◆ 専用スペースへ誘導します。
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参考に本人または家族が、「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談します。
- ◆ 医療機関への受診は、本人または家族等で対応します。
- ◆ 医療機関を受診する場合は、市担当者を通じて災害対策本部に連絡します。
- ◆ 該当する避難者が滞在していた避難スペース、共有スペースの清掃と消毒を徹底するほか、災害対策本部の指示に従い対応します。

■避難所において感染の疑いがある症状が出た避難者への対応



4 感染者が確認された場合の対応

- ◆ 感染者が確認された場合は、保健所と連携の上、接触者調査時の協力（濃厚接触者の特定と隔離）、避難所の消毒、その他避難者の移動等に速やかに対応します。

5 災害対策本部への報告

- ◆ 「避難者一覧表」「避難所状況報告書（第〇報）」に合わせて、「避難者の健康状態調査シート」を作成し、災害対策本部に報告します。
- ◆ 避難所の感染予防対策のための資機材が不足する場合には、災害対策本部に物資の要請を行います。

6 退所者への対応

- ◆ 避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合など、退所者への緊急の連絡が必要になった場合に備えて、「避難者名簿」に退所先、退所後の連絡先を確実に記載します。
- ◆ 避難所を退所した方が感染症を発症した場合に早期対応を行うため、退所から2週間は、自己管理による体温測定及び健康観察を求めます。
- ◆ 退所後、発熱や体調不良などの申し出があった場合には、早めの医療機関の受診を勧めます。
- ◆ 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健所の市担当者に、避難所に避難していたことを報告するよう説明します。

4章 避難所の閉鎖（撤収期）

1 避難所の閉鎖の準備

- ◆ 避難所生活が長引くことは、感染症を含めた二次的健康被害のリスクが高まるため、ライフラインの復旧状況等をみながら早期の避難所閉鎖を目指します。
- ◆ 避難所の減少等に伴い、可能な限り個室の使用や世帯当たりの避難スペースを十分確保する等の三密を避ける取り組みを行います。

2 避難所の清掃・消毒の実施



- ◆ 避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。
- ◆ 施設の清掃・消毒は、避難者を中心に関係者が協力して実施します。

3 施設管理者、市担当者等避難所従事者の健康観察

- ◆ 施設管理者、市担当者等は、避難所閉鎖から2週間、朝・夕の2回の体温測定及び自身の健康観察を行う必要があります。
- ◆ 発熱や体調不良などがある場合には、早めに医療機関を受診します。
- ◆ 発熱や体調不良などで医療機関を受診する場合は、あらかじめ災害対策本部に連絡し、受診後は結果を報告します。

4 避難者名簿、健康チェックシートの管理

- ◆ 閉鎖後、市担当者は避難所管理に使用した記録、台帳、避難者名簿、避難者一覧表、避難者の健康等チェックシート等を災害対策本部に引き継ぎます。

